

【研究論文】

日本の金融商品会計の開示規制と 持合株への影響に関する考察

—— リーマン・ショックによる金融商品会計制度への影響を含めて ——

箕 輪 徳 二

(埼玉学園大学)

目 次

はじめに

1. 「金融商品会計基準」導入とその規制
 2. サプライムローン債権の証券化商品の金融資産保有目的区分表示の変更についての当面の取り扱い
 3. 注記事項による金融商品に関する一層の情報開示 —— (企業会計適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」2008 年(平成 20 年)3 月 10 日) ——
- おわりに —— 金融商品会計基準適応と株式所有構造の変化 ——

はじめに

本稿は、上場株式会社が保有する「その他有価証券」等の金融商品の時価会計制度とその開示の充実目的であるコーポレート・ガバナンス規制導入がもたらす日本的な株式持合構造への影響を実態的に分析考察する。このため、日本の金融商品会計制度に関する開示内容の充実規制の導入とリーマン・ショック後の金融商品会計制度の対応、三菱 UFJ フィナンシャル・グループの「政策的保有目的有価証券」の分析結果から、持合株が今なお会社支配機能の安定化のために機能していることを明らかにする。

1. 「金融商品会計基準」導入とその規制

(1) 「金融商品会計基準」導入

1999 年 1 月に企業会計審議会から「金融商品

に係る会計基準の設定に関する意見書」および「金融商品に係る会計基準」が公表され、ここに従来からの金融商品会計処理である取得原価会計に、時価評価の一部の導入が決まる⁽¹⁾。

2006 年 5 月施行の会社法および同法に合わせ公表された複数の会計基準等を踏まえ⁽²⁾、同基準は改正され 2006 年 8 月 11 日に、ASBJ (Accounting Standards Board of Japan: 企業会計基準委員会⁽³⁾) が企業会計基準 10 号「金融商品に関する会計基準」を公表した。実務では、日本公認会計士協会から「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「実務指針」と称す)や「金融商品会計に関する Q & A」が公表された。

従前の日本の金融商品会計基準は、金融商品の属性、保有目的ごとの会計基準の定めがないため、デリバティブ取引や資産の証券化等、新しい取引に十分対処できない問題が生じていた。さらに、取得原価を中心としており、金融商品の時価が正確に財務諸表に反映されていないため、有価証券

の含み損益を実現する「益出し取引」等の利益操作がなされていた。新しい会計基準は、金融商品に対して包括的に適用し、金融商品を取得原価ではなく、原則として時価で評価し、会計操作を防ぎ、時価情報の開示充実を図っている。

2008年3月10日、ASBJは、改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、「金融商品会計基準」と称す）及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」⁽⁴⁾（以下、「本適用指針」と称す）を公表した。

(2) 金融商品に関する会計基準

金融商品は、金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して金融商品という（実務指針 第3項、金融商品会計意見書Ⅲ、一、1）。

「金融商品会計基準」は、金融資産と金融負債を次のように定義し、その適用範囲を示す。ここでいう金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他出資証券及び公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引（以下、「デリバティブ取引」という）により生じる正味の債権等をいう（「金融商品会計基準」第4項）である。金融負債とは、支払手形、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じた正味の債務等をいう（「金融商品会計基準」第5項）である。金融資産及び金融負債の範囲は、複数種類の金融資産又は金融負債が組み合わされている複合金融商品も含まれる。現物商品（コモディティ）に係るデリバティブ取引のうち、通常差金決済により取引されるものから生じる正味の債権又は債務についても、本会計基準に従って処理する（「金融商品会計基準」第5項 注1）。

有価証券の範囲は、原則として金融商品取引法に定義する有価証券に基づくが、それ以外のもの

で、金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても有価証券の範囲に含める。なお、金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認めないものは、本会計基準上、有価証券としては取り扱わない（「金融商品会計基準」第5項 注1-2）。

「金融商品会計基準」における金融商品の「時価」は次のように定義する。

時価とは公正評価額をいい、市場において形成されている取引価額、気配又は指標その他の相場（以下、「市場価格」という）に基づく価額をいう⁽⁵⁾。市場価額がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする（「金融商品会計基準」第6項）。ここでの「市場」とは公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれる（「金融商品会計基準」第6項 注2）。

「合理的に算定された価額」とは、金融資産に市場価格がない場合、市場価格に準ずるものとして「合理的に算定された価額」が得られれば、それをもって当該金融資産に付すべき時価とする。ここで市場価格がない金融資産とは、第48項の①から③まで⁽⁶⁾に該当しない金融資産である。そのほか、以下のような金融資産をいう（「実務指針」第53項）。

- ① 何ら広く一般に価格が公表されない金融資産又は買手と売手の双方の合意に基づく以外に価格が決定できない金融資産
- ② 取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産又は市場価格が存在しない金融資産

以上のように、市場価格がない場合又は市場価格を時価とみなさない場合、時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額による。ここで「合理的に算定された価額」

とは、以下のような方法で算定された価額をいう。

- ① 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法。この場合の調整数値等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。
- ② 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法。この場合変動要因等を織り込むことを考慮する。また、適応する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。
- ③ 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（たとえば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を使用する方法。

この場合、会社が採用するモデル自体、及びモデルを用いて実際に算定する際のボラティリティ、利子率等の価格決定変数は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。自社における合理的な見積りが困難な場合には、対象金融資産について上記①から③の方法に基づき算定された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる。また、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている）がブローカーの平均価格や理論値等を算定して一般に提供している場合には、それを入手して合理的に算定された価額とすることができる（「実務指針」第54項）。

以上のように、金融資産の「時価」評価は、市場取引価格（公正な評価額）をいう。市場取引のない金融資産の「時価」評価は、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

(3) 金融資産及び金融負債の会計処理⁽⁷⁾

有価証券については⁽⁸⁾、保有目的等の観点から次のように分類し、それぞれ貸借対照表価額及び

評価差額等の処理方法を定めている（「金融商品会計基準」第69項）。

① 売買目的有価証券

時価の変動により利益を得る目的として保有する有価証券（売買目的有価証券）は、期末時点での時価で評価する。それを売却することについて事業遂行上等制約がないため、その評価差額は当期の損益として処理する（「金融商品会計基準」第15項、70項）。

② 満期保有目的の債券

満期まで保有することを目的として認められる社債その他の債券（満期保有目的の債券）は、時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取を目的としており、満期までの間の金利変動のリスクを認める必要がないことから、原則として、償却原価法⁽⁹⁾に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としている（「金融商品会計基準」第16項、第71項）⁽¹⁰⁾。

③ 子会社株式及び関連会社⁽¹¹⁾ 株式

子会社株式及び関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする（「金融商品会計基準」第16項）。

④ その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（以下、「その他有価証券」という）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。i) 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。ii) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期損失として処理する。なお、純資産の部に計上される「その他有価証券」の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない（「金融商品会計基準」18項）。

なお、「その他有価証券」の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる（「金融商品会計基準」第18項 注7）。

その他有価証券の評価差額の取り扱いの考え方は、事業遂行上等必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないとしている（「金融商品会計基準」第77項）。また、国際的な動向を見ても、その他有価証券に類するものの評価差額については、当期の損益として処理することなく、資産と負債の差額である「純資産の部」に直接計上する方法や包括利益を通じて「純資産の部」に計上する方法が採用されている（「金融商品会計基準」78項）。こうした点を考慮して、本会計基準は、原則として、その他の有価証券の評価差額を当期の損益と処理することなく、税効果を調整の上、純資産の部に記載する考え方を採用した。なお、評価差額は、毎期末の時価と取得原価との比較により算定することとした。したがって、期中に売却した場合には、取得原価と売却価額との差額が売買損益として当期の損益に含まれる（「金融商品会計基準」第78項、第79項）。

⑤ デリバティブ取引による正味の債権及び債務

デリバティブ取引による正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理する（「金融商品会計基準」第25項）。

⑥ 運用を目的とする金銭の信託

運用を目的とする金銭の信託は、当該信託

財産の構成物である金融資産及び金融負債について、その構成物が有価証券の場合は、売買目的有価証券としてみなして、時価評価し、その合計額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する（「金融商品会計基準」第24項 注8）。

⑦ 金銭債務

支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、社債については、償却原価法による（「金融商品会計基準」第26項 注5）。

⑧ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

「時価をもって貸借対照表価額とする有価証券のうち、これまで、市場価格のないものは、例外的な取り扱いとして取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとしていた。しかし、金融商品の時価情報に関する開示の充実を定めた平成20年改正会計基準では、当該開示の実行性を高めるために、時価が開示されないこととなる金融商品は、時価を把握することが極めて困難と認められるものに限定されたことから、時価をもって貸借対照表価額とする有価証券に関して、その例外的な取扱は、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券に限定することとした」（「金融商品会計基準」第81-2項）。

2. サブプライムローン債権の証券化商品の金融資産保有目的区分表示の変更に ついての当面の取り扱い

2008年9月15日にアメリカの大手投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻を契機にサブプライムローン債権の証券化（asset-backed securities）した RMBS（Residential Mortgage Backed

Securities), CDO (Collateralized Debt Obligation) 等の金融資産の証券化商品の価格が下落、取引困難に直面し、世界の金融市場を不安に陥れた。この時に EU (欧州連合) から CDO 等の金融商品についての時価会計の見直しが議論され⁽¹²⁾、アメリカ⁽¹³⁾そして、日本で金融商品についての有価証券の区分表示変更の当面の取り扱いが公表された。

ASBJ は、2008 年 10 月 28 日に実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取り扱い」を公表した。この公表目的は、「最近の金融市場における混乱を背景にした国際的な会計基準設定主体による公表物との関係で、当委員会に対して時価の算定に関する質問が寄せられている。金融資産の時価の算定は、金融商品会計基準及び金融商品実務指針等に基づいて行われるが、その理解を促すため、質問の多い点を次のように確認することにした」である。引き続いて、ASBJ は、2008 年 12 月 5 日に実務対応報告第 26 号「債券の保有区分の変更に関する当面の取り扱い」を公表した。

本公表の目的は、「最近の金融市場における混乱を背景に、国際会計基準審議会 (IASB) が、平成 20 年 10 月 13 日に国際会計基準 (IAS) 第 39 号『金融商品：認識及び測定』と国際財務報告基準 (IFRS) 第 7 号『金融商品：開示』を改正する『金融資産の保有目的区分の変更』(以下『改正 IAS』という) を公表した⁽¹⁴⁾ ことに伴い、債券の保有目的区分の変更に関する意見が寄せられている。この中には、我が国においても早急に対応すべきという意見が多いことから、当委員会では、本実務対応報告において、当面必要と考えられる取扱いを次のように示すことにした」(実務対応報告第 26 号 第 1 項) のである。

会計処理等について、次のような当面必要とする取扱いを示した。

1) 売買目的有価証券から其他有価証券への

振替について

金融商品実務指針第 85 項は「売買目的有価証券への分類はその取得等当初の意図に基づいて行われるものであるから、取得後におけるその他有価証券への振替は認められない。ただし、資金運用方針の変更又は法令若しくは基準等の改正若しくは適用に伴い、有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合には、すべての売買目的有価証券をその他有価証券に振替えることができる。この場合、振替時の時価をもって振り替え、評価差額は損益計算書に計上する」(実務対応報告第 26 号 第 3 項、金融商品実務指針 281 号) である。

2) 売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替について

金融商品実務指針第 82 項は、「満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない」としているため、売買目的有価証券に分類した債券についても、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできない(実務対応報告第 26 号 第 8 項)。しかし、「本実務対応報告では、第 5 項で示されたような稀な場合において、企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにし、且つ満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしうえて該当する債券の保有目的区分を変更し終わったときには、金融商品実務指針の定めにかかわらず、当面の間、売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替ができる」(実務対応報告第 26 号 第 9 項)。この振替についても前記同様注記事項を要求している(実務対応報告第 26 号 11 項)。

3) その他有価証券から満期保有目的債券への

振替について

現行では、第8項で示したように、「売却可能性が否定できなかったため、その他有価証券にいったん分類した債券を、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできない」(実務対応報告第26号 第12項)。しかし、本実務対応報告では、「最近の金融市場における混乱や国際的な会計基準の取り扱いを考慮し、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合においては、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには、金融商品実務指針の定めにかかわらず、当面の間、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替ができる」(実務対応報告第26号 第13項)。

4) 適用時期等について

本実務対応報告は、当分の間、認められる会計処理であることから、本実務対応報告公表日から平成22年3月31日までの適用とする(実務対応報告第26号 第18項)⁽¹⁵⁾。

以上のように、当面の間、日本の有価証券の保有区分の振替の会計処理を認めた。

金融資本主義時代での金融取引の時価(公正価値)情報は投資家への投資情報開示の有用性を高めるべく、FASB, IASで早くから適用されてきた。しかしサブプライム問題が金融取引の時価情報開示の危うさを露呈した。今度の金融商品会計処理基準の期間限定の弾力化の経済的意味は、金融商品保有損失の先送り・損失隠べい会計処理とも受け取られる。

3. 注記事項による金融商品に関する一層の情報開示⁽¹⁶⁾

—(企業会計適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
2008年(平成20年)3月10日)—

ASBJは、2008年(平成20年)3月10日に企業会計適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下、「注記事項適用指針」と称す)を発表した。この「注記事項適用指針」は、企業会計基準第10号「金融商品会計基準」における「Ⅶ-2. 注記事項」を適用する際の指針を定めることを目的としている。

特に、「注記事項適用指針」での注目は、「その他有価証券」の勘定科目に属する、「持合株式」についての取組方針を、2010年(平成22年)3月31日末作成の財務諸表から開示強制したことである。なお、③金融商品に係るリスク管理体制の1)、2)は、2011年(平成23年)3月31日以降終了する事業年度末日に係る財務諸表から適用する。

この持合株式に関わる注記事項の概要は、「金融商品の状況に関する事項」及び「金融商品の時価等に関する事項」の注記を要求している。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない(「注記事項適用指針 第3項, 第4項」)。

金融商品の状況に関する事項(「金融商品会計基準 40-2(1)①」, 「注記事項適用指針」3項)は、①金融商品に対する取組方針、②金融商品の内容及びそのリスク、③金融商品に係るリスク管理体制、④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明である。

このうち「その他有価証券」との関わりでは①

金融商品に対する取組方針が重要である。

その詳細規定は、1)金融商品の取組方針には、金融資産であれば資金運用方針、金融負債であれば資金調達方針及びその手段（内容）、償還期間の状況などが含まれる、2)金融資産と金融負債との間や金融商品と非金融商品との間に重要な関連がある場合には、その概要を記載する、3)金融商品の取扱いが主たる業務である場合には、当該業務の概要について記載する。つまり、持合株式における「その他有価証券」とのかかわりでは、1)の金融資産の資金運用方針の開示が注目される。なぜなら、企業が、持合株式での資金の運用方針が重要な注記事項の開示になるからである。

おわりに

— 金融商品会計基準適応と株式所有構造の変化 —

金融商品計基準の適用時期は、次のとおりである。

1999年（平成11年）1月公表の本会計基準は、2000年（平成12年）4月1日以降開始する事業年度から適応する。政策目的で保有する「その他有価証券」については、2000年（平成12年）4月1日事業年度には帳簿価額と期末時価との差額については税効果を適用した場合の注記を行うこととし、財務諸表における時価評価は2001年（13年）4月1日以降開始する事業年度から実施することが適当である。2000年4月1日以降開始する事業年度から先行適用してもよい。2006年（平成18年）改正の本会計基準は、2006年改正会計基準公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。2007年（平成19年）改正の本会計基準は、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。

2008年（平成20年）改正の本会計基準は、

2010年（平成22年）3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、先行適用を妨げない。

以上の金融商品会計基準の適用時期の内、特に政策的保有目的の株式保有である「その他有価証券」の時価開示は、2000年度に、注記開示、2001年度は財務諸表上の開示が強制されたことから、この開示時期からの上場株式所有構造の変化を東京証券取引所「投資部門別株式保有比率の推移」においての分析の結果を示す。

「その他有価証券」の時価評価の適用前の1997年度の法人所有は、66.7%（金融機関42.1%＋事業法人等24.6%）で、個人所有19.9%を大きく上回っている。戦後の日本の株式所有構造は、法人による上場株式会社支配が特徴である。とりわけ、同年度の法人所有のうちでも、金融機関による持株が42.1%（都銀・地方銀行14.8%，信託銀行12.4%，生命保険10.6%，損害保険3.5）で、金融機関による他の会社の支配力（影響力）が大きい。

1997年～2001年の銀行危機の時期を経て、大きく所有構造の転換が見られる⁽¹⁷⁾。その1つが、金融機関の所有株式の著しい減少である。金融機関の株式所有減少は、'97年度42.1%（うち都銀・地銀14.8%，生保10.6%）が、'99年度36.5%（うち都銀・地銀11.3%，生保8.1%），'06年度30.7%（うち都銀・地銀4.6%，生保5.3%），'11年度29.7%（うち都銀・地銀3.9%，生保4.3%）である⁽¹⁸⁾。この期間、事業法人の株式保有比率は20%台と安定的であるが、ニッセイ基礎研究所の調査報告にみるように、銀行・事業会社相互の持合株式は、徐々に減少し、特に'97年の大手銀行の破産とその後の銀行合併・再編が起こるなか、企業集団内の銀行・信託・証券会社の金融持株会社化が進み、株式持合の株数が減少し、長期の国内経済停滞を反映し、株価の低落傾向が進行しており収益力等の低い株式放出が考えられる。

以上、2011年度の銀行の株式保有は3.9%まで低下を見せていたが、事業法人の株式保有は21.6%で'97年以降20%以上保っており、会社経営の安定化のために、関係の深い会社同士の株式保有は維持されていると考えられる。われわれが、「金融商品取引法」における「コーポレート・ガバナンス開示の充実」規制下での、三菱UFJフィナンシャル・グループの政策的保有有価証券をケースとして分析結果によると⁽¹⁹⁾、三菱系の企業間では経営の安定化を図るために株式持合いが継続的になされていることが明らかになっている。すなわち、三菱の企業集団の中核会社の株式が、MUFGと三菱東京UFJ銀行により保有されており、その企業集団内の安定的な株式保有がなされていることが分かるのである。

1990年のバブル崩壊後の株価暴落、1999年に消費者物価下落にはじまるデフレーション経済の顕現、2008年9月の米国リーマン・ブラザーズの倒産を契機とする世界的な金融危機、その後のギリシャ、南欧諸国の債務危機におけるEU（欧州連合）の銀行不安に直面しながらも、日本の金融・産業企業の会社支配形態である株式持合いは、今なお資本企業経営の要として、十分に機能している。

〈注〉

- (1) 日本における金融商品の時価情報の導入の背景は、辻 正雄「金融商品会計基準の適用と企業業績への影響（1）」『早稲田商学』第418・419合併号、250-254頁を参考にしている。
- (2) ここでの複数の会計基準は、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（最終改正：2006年〈平成18年〉8月11日）、「1株当たりの当期純利益に関する会計基準」（2006年〈平成18年〉1月31日、最終改正2010年〈平成22年〉6月30日）、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（2005年〈17年〉3月16日）などである。
- (3) ASJBは2001年7月、民間の会計設定機関として設立され、従前の金融庁の企業会計審議会が担っていた会計基準設定の仕事を引き継いだので

ある。

- (4) 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（平成20年3月10日）は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における「VII-2 注記事項」を適用する際の指針を定めることを目的としている。
- (5) 公正価値概念については、FASBが2006年9月、財務会計基準書（SFAS）第157号「公正価値測定」を公表した。その目的は、以前から導入されている時価会計について、資産、負債の時価の測定に関する統一的なフレームワークを定め、情報開示の充実を求めるものである。2007年11月15日以降新たに開始する事業年度から導入された。そこでの「公正価値とは、測定日において市場参加者間の秩序ある取引により資産を売却して受け取り、または負債を移転するために支払うであろう価格である」（SFAS 157号）。公正価値の測定の参照情報の優先順位としては、レベル1：取引の活発な市場における同一の資産・負債の公表価格（例、上場株式等）、レベル2：当該資産・負債について観察可能な指標のうち、レベル1以外の物もの、以下の①～③を含む。①活発な市場における類似の資産・負債の公表価格、②活発でない市場における同一又は類似の資産・負債の公表価格、③その資産・負債の公表価格以外の市場で参照可能な指標（例、金利、イールドカーブ等）、④相関関係又は他の方法により観察可能な市場データから主として得られた、又は裏付けられた指標、レベル3：当該資産・負債の「観察不能な指標」。開示主体が取得できる最善の情報に基づいて自ら割り出した内部価格等（例、非上場株式等）である（岩谷賢伸「グローバル金融危機と時価会計問題」証券経済学会報告資料、2009年6月7日、2頁。吉井一洋「金融危機と時価会計」証券経済学会報告資料、2009年6月7日、27頁を各参考にした）。IASBが2007年4月にディスカッション・ペーパー「公正価値測定」を公表、その後、2009年第2四半期はじめの公開草案の公表に向けて、公正価値に関する暫定的決定をした。その暫定的定義は「公正価値とは、測定日において市場参加者間の秩序ある取引により資産を売却して受け取り、または負債を移転するために支払うであろう価格である」。これはSFASとは全く同定義である。IFRSにおける「公正価値とは、独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者間で、資産が交換されうるまたは負債が決済されうる金額である」。上野清貴氏は、これらの定義の特徴は、①出口価格の測定目的、②市場参加者の観点、③負債の移転、にあるとしている（上

- 野清貴稿「現代会計基準の国際的動向と公正価値会計」証券経済学会全国大会報告資料，2009年6月7日，10-11頁を参照している）。
- (6) 「実務指針」第48項の①取引所に上場されている金融資産，②店頭において取引されている金融資産，③上記①又は②に準じて随時，売買・換金等が可能なシステムにより取引されている金融資産を指す。
- (7) 金融資産及び金融負債の会計処理の詳細は，拙稿「日本の金融商品会計とコーポレート・ガバナンス開示規制」埼玉大学経済学会『社会科学論集』第139号，156-161頁を参照されたい。
- (8) FASBのSFAS 115号の有価証券の評価基準とその処理は，負債証券で満期保有有価証券（流動・固定資産）が償却減価，負債証券と持分証券のうち売買目的有価証券（流動資産）が公正価値評価（評価差損益は当期純利益計上），売買可能有価証券（前記以外の証券で流動資産・固定資産）が公正価値評価（評価差額はその他包括利益に計上）である（FASB, SFAS NO. 115 *Accounting for Certain Investment in Debt and Equity Securities*, May, 1993。大野智弘稿「有価証券の時価評価に関する一考察——保有利得の認識問題を中心として——」産業経理協会『産業経理』Vol. 57 No. 3, 1997, 118-119 参照）。
- (9) 償却減価法とは，金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において，当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお，この場合，当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する（「金融商品会計基準」第14項 注5）。
- (10) 満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合には，当該債券は変更後の保有目的に係る評価基準に従って処理する（「金融商品会計基準」第16項 注6）。
- (11) 関連会社とは，親会社及び子会社が，出資，人事，資金，技術，取引等の関係を通じて，子会社以外の他の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社をいう（影響力基準採用）。原則として，次の場合には，関連会社となる。①子会社以外の他の会社の議決権の20%以上を実質的に所有する場合。②20%未満でも，一定の議決権を有し，財務及び営業の方針決定に重要な影響を与えられる場合（連結財務諸表原則八-2）。
- (12) 欧州の時価会計の議論は，IASBが，従来禁じていた金融資産の保有区分の振替を容認：2008年10月13日IAS 39号（金融商品の認識及び測定）及びIFRS 7号（金融商品の開示）の改正を発表した。米国SFAS 115号における，まれな状況における金融資産の保有区分の振替が既に認められていたことを背景として，現在の金融危機は，まれな状況にあるとの認識のもと，時価評価が義務付けられる売買目的有価証券を，時価評価不要の満期保有目的の有価証券に区分振替することを容認し，2008年7月1日まで遡及適用可能としたのである（岩谷賢伸「グローバル金融危機と時価会計問題」証券経済学会全国大会報告資料，2009年6月7日，9頁を参考にした）。
- (13) FASBとSECは共同で，SFAS 157号の解釈明確化のために，2008年9月30日，「活発な市場が存在しない場合の時価の測定方法についてのガイダンス」を発表した。FASBは，単独で，同年10月3日「活発でない市場における金融資産の公正価値の測定法について，SFAS 157号の解釈明確化のためのガイダンス案（FASB Staff Position）」公表，同年10月10日正式なガイダンスとして発布した。FASBとSECの共同ガイダンスの内容は，①開示者による独自の推定の活用について：その証券を取引する活発な市場が存在しない場合，開示者に将来キャッシュフローやリスクプレミアムに関する市場参加者の予想をくみ取った上で，それを推定することが容認される。市場で参照可能な価格等の情報に大幅な調整を加えなければならないケースなどでは，その情報を用いる（レベル2）より，市場では参照不可能な独自の推定を活用する（レベル3）方が適切な場合がありえる。②無秩序な状態で行われた取引情報の活用について：時価測定の際には無秩序な状態で行われた取引（disorderly transaction）の効果は決定要因とはならない。取引が強制されたもの，あるいは投げ売りの場合は，秩序ある取引とは言えない（無秩序な取引）。それぞれの取引を個別に判断する。③活発でない市場で行われた取引情報の活用について：不活発市場での取引結果は時価測定の参照情報にはなりうるが，決定的な要因とはならない。ビッド・アスク・スプレッドの大幅な開きや買い手が少ないことなどは，不活発市場の指標となる。この時期のRMBS, CDOの取引不活発の場合の，公正価値評価についての解釈を示したもので，時価会計を緩和したという問題ではない（岩谷賢伸「グローバル金融危機と時価会計問題」前掲資料，4-5頁参考にした）。
- (14) 改正IASは，米国会計基準に定める金融資産の保有目的区分の変更の要件との相違に取り組むよう要請を受け公表されたものであり，稀な状況において，トレーディング目的の分類から他の分

類に振り替えることができるようにし、また、売却可能に分類された貸付金及び債券を、一定の場合において、振り替えることができることとしたのである（実務対応報告第26号、注1）。

- (15) 適用時期は、「ただし、経営管理上、本実務対応報告公表日前において、最近の市場環境を踏まえてトレーディング取引の対象としないという意思決定又は満期まで保有するという意思決定を既に行っており、それを確認できる場合には、当該意思決定を行った時点（ただし、当該意思決定が平成20年10月1日に行われた時は、平成20年10月1日に行ったものとみなす。）から、本実務対応報告を適用することができる。この場合にはおける保有目的区分の「変更の会計処理は、平成20年12月31日までにを行う必要がある」（実務対応報告第26号 18項）。
- (16) 金融商品の注記事項の開示規制の詳細は、箕輪徳二稿「日本の金融商品会計とコーポレート・ガバナンス開示規制」前掲誌161-163頁を参照されたい。
- (17) 1990～1997年の三井・三菱・住友グループ企業の株式相互持合いの「解消」を分析したものに、鈴木 健稿「株式相互持合いの『解消』について」『証券経済学会年報』第35号2000年5月（134-262頁）がある。鈴木氏は「株式相互持合いが安定株主構造として選択された～ことは明らかなのだが、90年代に入るとその「解消」が顕著となり、なお『加速』する傾向にある」（135

頁）と述べ、株式相互持合いの解消が、持合いの「周縁」に起こっていてコア部分には生じていないという議論は、必ずしも正確ではないと主張し、企業集団の内部に編成される株式相互持合いにも「解消」現象がみられ、しかも企業集団の中核的な大手都市銀行と事業法人・総合商社の持合い減少が起きていることを明らかにしている（136頁）。この現象は、大企業と大銀行の結合＝相互依存の再編を誘発しつつあり、企業集団内の再編が起こるなら、安定株主構造としての相互持合いにも編成替えが生じるのは自然の成り行きで、この「解消」は大企業システムの再編にともなう安定株主構造の再編を映し出す現象であるとしている。

- (18) ニッセイ基礎研究所『株式持合い状況調査』2003年度版によると、銀行株式持合比率は、1996年度7.8%をピークに、'97年度5.5%、'98年度6.5%、'99年度5.4%、'00年度5.4%、'01年度4.8%、'02年度4.0%、'03年度3.0%と'96年度に比較して4.8ポイントの著減となっている。この報告書によれば、銀行の持合解消は'97年度から本格化したとしている。'03年度の実質的な持合解消（持合比率変化要因）はマイナス0.7%と、過去3年に引き続き高い水準を維持しているとしている（9頁）。
- (19) 三菱UFJフィナンシャル・グループの政策的株式保有の分析は、箕輪徳二稿、前掲誌、156-169頁を参照されたい。